## 第3号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関す る条例の一部を改正する条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条 例(昭和39年条例第10号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条(以下「改正前の条」という。)の表示 及びそれに対応する改正後の欄の条(以下「改正後の条」という。) の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正 後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあ っては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正 後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合 を除く。

改正前

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25年法律第261号。以下「法」とい う。) 第28条第3項の規定に基づき、職 員の意に反する**降任**、免職**及び休職の** <u>手続き</u>及び<u>効果</u>に関し規定することを 目的とする。

改正後

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和 25年法律第261号。以下「法」とい う。) 第27条第2項並びに第28条第3項 及び第4項の規定に基づき、職員の意に 反する降給(当該職員の号給を同一の 職務の級の下位の号給に変更すること <u>をいう。以下この条から第3条までに</u> おいて同じ。)の事由、職員の意に反 する降任、免職、休職及び降給の手続 及び効果並びに失職の特例に関し規定 することを目的とする。

## (降給の事由)

第2条 任命権者は、職員の勤務実績が よくない場合において、必要があると 認めるときは、当該職員を降給するも

## (降任、免職及び休職の手続)

## 第2条 略

2 職員の意に反する降任<u>若しくは免職又</u> は休職の処分は、その旨を記載した書 面(法第49条第1項の規定による説明 書)を、当該職員に交付して行わなけ ればならない。

第3条 略

**第4条** 略

第5条 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月15日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者 小野克典

提 案 理 由

職員の意に反する降給の事由及び失職の特例に関する規定を新たに設け たいので、この案を提出するものである。

のとする。

(<u>降任、免職、休職及び降給の手続</u>) <u>第3条</u> 略

2 職員の意に反する降任<u>、免職、休職又</u> **は降給**の処分は、その旨を記載した書 面(法第49条第1項の規定による説明 書)を、当該職員に交付して行わなけ ればならない。

**第4条** 略

**第5条** 略

(失職の特例)

- 第6条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者について、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。
- 2 前項の規定によりその職を失わない ものとされた職員がその刑の執行猶予 の言渡しを取り消されたときは、当該 取消しの日にその職を失う。

**第7条** 略